

(参考)

## 建設発生土の受入れに関する覚書

国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長 ○○○を「甲」、○○○○を「乙」として覚書を締結する。

第 1 条 甲は、乙に対して建設発生土の搬入（住所：○○ ○○）を行うものとする。ただし、他の公共事業（以下「公共事業」という）で必要となった場合、公共事業への搬入を優先するものとする。

第 2 条 甲は、覚書締結後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、または、他の応募者への搬入が明らかにコスト的に有利な場合は、そちらへの搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできない、この場合は、乙において別途調整するものとする。

第 3 条 乙は、搬入土の土質的条件及び搬入土に関するその他条件を指定しないものとする。また、搬入前に甲乙立ち会いのもと、搬入箇所に産業廃棄物等が混入していないこと、搬入土に産業廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。

第 4 条 乙は、甲以外からの搬入土を受け入れる場合、あらかじめ甲に協議するものとする。尚、乙は甲以外から搬入土を受け入れる場合は、産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受け入れてはならない。

第 5 条 建設発生土搬入に対して、搬入路・待避路が必要な場合は、甲乙協議のうえ整備するものとする。その際、土地の買収・借地が必要な場合は、乙の負担により必要な用地を確保するものとする。

第 6 条 乙は、甲による搬入土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬入期間内に苦情・問い合わせ等があった場合は甲乙協力のうえ速やかに対応する。

第 7 条 搬入期間内の苦情等について、乙の周知不足が原因である場合、甲は土砂搬入を中止する事が出来るものとする。

第 8 条 乙は、発生土搬入までに支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根、除草を行うものとし、それらの処分は指定の処理施設において行うものとする。

第 9 条 建設発生土の搬入に伴い、流末の処理・水抜き対策・法面整形及びその他の対策が必要となった場合は、乙の負担により適切に処理するものとする。

第 10 条 建設発生土の運搬・敷き均しは甲が行うものとする。ただし、甲乙協議により、乙が敷き均しを行うことが妥当と判断される場合は、乙の負担において実施することが出来るものとする。

第 11 条 甲は、埋土の転圧締め固めは行わないため建物の建築予定箇所等で転圧・締め固めが必要な場合、乙の負担により実施するものとする。

第 12 条 乙が建設発生土の敷き均し及び転圧締め固めを行う場合は、甲の搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。尚、搬入計画に支障を及ぼすと認められる場合は、搬入予定量に達していなくとも搬入を中止する場合がある。

第 13 条 乙は、建設発生土搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

第 14 条 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

第 15 条 乙は、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合には、土砂搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第 16 条 工事車両等の搬入口及び出口については、甲乙協議の上必要に応じて交通整理員を配置し、通行車両等の安全を確保する対策を講じるものとする。

第 17 条 建設発生土搬入の土地所有者が乙以外の場合、土地所有者から異議申立があった場合は、乙が責任を持って処理するものとし、解決できない場合は搬入を中止するものとする。

第 18 条 乙は、甲による建設発生土の搬入が完了した場合は、すみやかに別紙確認書を甲に提出するものとする。

(雑則)

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(附則)

この覚書は、令和元年 月 日から実施する。

この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を保有する。

令和 元年 月 日

(甲) 国土交通省 九州地方整備局  
宮崎河川国道事務所長 ○○ ○○ 印

(乙)

印